



財第 374 号
平成13年 1月24日

市民オンブズマンわかやま
代表 阪本康文 様
代表 松井和夫 様

和歌山県知事 木 村 良 樹



平成13年1月10日付の公開質問状について

このことについて、下記の通り回答いたします。

記

1 政務調査費の助成につきましては、全ての都道府県において既に制度化されている中、県財政は厳しい状況であります。議会の審議能力を強化し、活動の活性化を図るため、全国最下位の水準にあった本県の政務調査費を近隣府県の水準も勘案して、1人あたり月30万円が妥当と判断し、予算措置を行ったところであります。

なお、昨年、地方自治法の一部改正があり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から政務調査費の助成が制度として明確化されたところでございます。

政務調査(研究)費全国状況(平成12年4月1日現在)

1人あたり交付額	団体(都道府県)数
60万円以上	1
50万円以上60万円未満	6
40万円以上50万円未満	4
30万円以上40万円未満	29(うち30万円は15)
30万円未満	7
合 計	47

2 政務調査研究費の交付につきましては、使途目的を研修費、会議費、資料購入費等に限定し、翌年度に提出された交付実績報告書によりその使途目的を確認したうえ、交付金の額を確定しております。

3 政務調査研究費は、実質的には国会の立法事務費ないしは文書通信交通滞在費と同様の性格のものです。そのため政務調査研究費交付金の使途目的を前述しましたように研修費、会議費、資料購入費等に限定しており、翌年度に提出された実績報告書の審査により、使途目的に従い適正に執行されていることを確認できるものと認識しております。

なお、政務調査研究費に関する公文書は、議会において管理されており公文書開示条例の対象になっておりません。

4 平成11年度当初予算及び平成12年度当初予算について説明する公文書は、平成11年2月及び平成12年2月定例県議会へ提出した「予算説明書 和歌山県」及び「予算の概要 和歌山県総務部財政課」であり、政務調査費の資料については公文書として存在しません。